

畜安第368-3号
令和4年7月20日

公益社団法人 埼玉県獣医師会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
加藤 幸彦（公印省略）

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底
について（依頼）

日頃から家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等については、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして、畜産関係者に飼養衛生管理の確認、指示並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

豚熱については、国内の飼養豚において本年1月以降北関東を中心に、6件発生しています。ワクチンのみで豚熱の発生を抑えることは困難であることから、ワクチンを接種した農場においても、豚熱に対し引き続き警戒するとともに、アフリカ豚熱等の家畜伝染病への対応も念頭に、飼養衛生管理の徹底等により、発生予防対策に万全を期すことが不可欠です。

については、別添令和4年7月15日付け4消安第2147号（農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、家畜を飼養する貴会会員に、飼養衛生管理基準の遵守と、下記についての周知をお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

家畜関係者等は、アフリカ豚熱や口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛すること。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

- (1) 衛生管理区域や畜舎に必要な人を入らせず、また、不要な物を持ち込ませないこと。
- (2) 衛生管理区域に人（農場従業員を含む）が立ち入る場合や物が持ち込まれる場合、専用の手袋・靴の着用、手指の消毒、物品の消毒等を実施すること。また、更衣・消毒後の清浄な衣服・機材等が再汚染しないよう適切な動線を確認するとともに、日常の飼養管理において各従業員等もこれを徹底すること。
- (3) 野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵、防鳥ネット等を設置するとと

もに定期的な点検を行い、破損等を確認した際には速やかな修繕を実施すること。

3 早期発見・早期通報の徹底について

家畜の管理等を行う方は、家畜伝染病を疑う家畜を発見したときは管轄の家畜保健衛生所に通報すること。

また、早期発見・早期通報できるよう、飼養家畜の健康観察は念入りに行うこと。

担当：家畜衛生担当 梅野

TEL：048-830-4174